

【健全化判断比率の概要について】

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、町づくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなるので、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じ赤字の早期解消を図る必要があります。

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等を主な財源として福祉、教育、まちづくり等の行政サービスを行う一般会計のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など複数の会計に分かれています。

会計が分かれているといっても、地方公共団体としての法人はひとつですから、全体の状況を把握することは重要です。一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況がいいとは言えません。

それぞれの会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

赤字が生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、十分にその原因を明らかにし、早期解消を図る必要があります。

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の長期の借金を地方債といいますが、この元金及び利息の支払いを公債費といいます。

一般会計の公債費は、一般会計の義務的な負担になりますが、特別会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もあります。また、近隣の町との組合により整備した消防施設やし尿処理施設に係る負担金なども一般会計の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算した実質的な公債費を一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模と比較して指標化したものが「実

質公債費比率」です。

この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなどの一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、契約等で将来の支払いを約束したもの(債務負担行為)、特別会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、近隣の町との組合により整備した施設に係わる地方債のうちその団体の負担分などがあります。

また、地方公社や第三セクターの負債のうち地方公共団体がその損失の補償をする契約をしているものについても、公社や三セクの経営状況によっては、将来負担しなくてはならないこともあります。こうしたものを含め、現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

(5) 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることとなります。